

畿央大学 研究倫理に関する指針

(目的)

第1条 畿央大学(以下「本学」という。)は、建学の精神に基づき、社会に有為な人材の育成と学術研究活動を行なっている。本学の学術研究の重要性と学問の自由を踏まえつつも、研究結果が社会に及ぼす影響と責任を自覚した高い研究者倫理が求められる。この指針は、本学の学術研究の健全な環境の確保と、学術研究の信頼性と公正性を高めることを目的とし、本学に所属する教育職員、事務職員、大学院生および学部学生など研究に携わるすべての者が遵守すべき規準を定めたものである。

(定義)

第2条 「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する他の者を含み、大学院生や学部学生であっても、研究に関わる時は「研究者」に準じるものとする。

- 2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施および成果の発表と評価までのすべての過程における行為と決定ならびにそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 「人を対象とする生命科学・医学系研究」とは、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省、経済産業省告示第一号)にて定義付けられた研究をいう。
- 4 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見、発見または専門的見解を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の基本的態度)

第3条 研究者は、自ら生出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術および経験を活かして、社会の安全と安寧、人類の健康と福祉、そして環境の保全に対する責任を有することを自覚する。

- 2 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会および環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性と客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。
- 3 研究者としての研究、教育および学会活動において、人種、性、地位、思想または宗教等によって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
- 4 研究者は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者及び当該地域住民等を対象に、研究の内容および意義について説明し、研究に対する理解を得るように努めなければならない。
- 5 研究者は、研究活動にあたっては、関連法令および本学諸規程を遵守するものとする。
 - (1) 研究者が人を対象とする生命科学・医学系研究を行なう場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守するものとする。
 - (2) 研究者が動物を扱う研究を行なう場合は、「動物の愛護および管理に関する法律」を遵守するものとする。
 - (3) 研究者が遺伝子組換え生物等を扱う研究を行なう場合は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を遵守するものとする。
- 6 前項の目的のために、本学学長(以下「学長」という。)は、研究倫理委員会、動物実験委員会および遺

伝子組換え実験委員会を設置し、研究者の申請に基づき、その研究等の目的および計画について、倫理的および社会的観点から審査を行なわせ、必要に応じて助言および指導させる。

(研究費等の取扱い基準)

第4条 研究者は、申請書類等に記載する業績に偽造や捏造を加えてはならない。

- 2 研究者は、研究の実態と離れた誇大な成果を掲げて、審査員を虚偽や脚色などの表現で欺く研究計画を申請してはならない。
- 3 研究者は、文部科学省および他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金による研究費については、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」などの関連する諸規程を遵守し、適正な運営と管理に努めなければならない。
- 4 研究者は、前項に掲げる研究費以外の研究費についても、学生納付金、私立学校等経常費補助金または財団や企業等からの助成金および寄付金等を財源としていることに鑑み、本学諸規程に基づき、適正な運営と管理に努めなければならない。

(情報およびデータ等の取扱い基準)

第5条 研究者は、研究のために収集または生成した試料、情報およびデータ等(以下「研究試料」という。)で、個人を特定できるものは、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、これを他に洩らしてはならない。

- 2 研究者は、研究試料の滅失、漏洩または改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。
- 3 研究者は、研究試料を適切な期間保存し、必要な場合に応じて開示しなければならない。また、法令および本学諸規程に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。
- 4 研究者が、人の行動、環境または心身等に関する個人の情報やデータ等の提供を受けて研究を行なう場合は、提供者に対してその目的および収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。組織や団体等に関する資料、情報およびデータ等の提供を受ける場合も同様とする。
- 5 研究者が、研究により得られた遺伝情報を取り扱う場合は、研究に係る相談実施体制を整備するものとする。

(実験の安全管理)

第6条 実験において機器、装置、薬品および各種材料等を用いるときには、関連法令および本学諸規程を遵守し、十分な知識をもって自らの健康と安全を確保すると共に、指導的な立場にあつてはその教育にも留意しなければならない。

- 2 実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品や材料等は、責任をもってその最終処理を行わなければならない。

(受託研究等の適正な執行)

第7条 受託研究または共同研究等を行なう研究者は、委託者および共同研究の相手方との利害関係が相反する事態の発生を回避する努力をしなければならない。

- 2 受託研究者または共同研究者として知り得た職務上の秘密については、契約に基づき守秘義務を負う。

(研究成果の倫理の遵守)

- 第 8 条 研究者は、存在しないデータを作成する「捏造」、データを都合よく加工または変造する「改ざん」および他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する「盗用」を行ってはならない。
- 2 研究者は、先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。
 - 3 研究者は、同一の研究成果を報告した論文原稿を、複数の研究誌等に投稿してはならない。
 - 4 論文の共著者は、結果に対して責任と説明義務を主著者と共有する。
 - 5 研究者は、共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の利用にあたっては相手方の明確な同意を得なければならない。

(公正な審査)

- 第 9 条 学内外の研究助成金および研究補助金申請の審査や、学会や研究誌等に投稿された論文の審査および査読にあたる研究者は、評価基準と審査綱領等に基づき、公正で公平な審査を行わなくてはならない。
- 2 研究者は、他者の研究計画および業績の評価もしくは審査によって知り得た情報を、不正に利用してはならず、またその情報を洩らしてはならない。

(違反行為への対応)

- 第 10 条 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、この指針に反する行為に対して適切な措置を講じるものとする。
- 2 前項の違反を犯した者には、関連法令および本学諸規程に基づき、適切な措置を講じる。

(改廃)

- 第 11 条 この指針の改廃は、本学教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

この指針は、平成 19 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。